

令和4年門審第38号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年6月16日13時00分

福岡県博多港第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 11.64メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 810キロワット

3 事実の経過

Aは、平成29年7月に進水し、船体中央部にフライングブリッジ及び船室を配し、同室前部左舷側の操舵区画に舵輪、機関遠隔操縦装置並びにレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機内蔵のディスプレイ2台をそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人10人を乗せ、遊走の目的で、船首0.7メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年6月16日12時30分博多港第1区の船だまりを発し、福岡県志賀島西方沖合に向かった。

ところで、博多港第3区の福岡市東区大岳西方沖合には、志賀中瀬と称する最低水面上高さ1.6メートルの干出岩が存在しており、a受審人は、博多湾内を数回航行し、低潮時、水面上に出ている干出岩を見ていたので、同西方沖合の陸岸近くに志賀中瀬が存在することを承知していた。

a受審人は、風の影響を避けるため大岳西方沖合の陸岸寄りを北上することとし、レーダー及び3海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、操舵区画の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時56分半博多港端島灯台（以下「端島灯台」という。）から312度（真方位、以下同じ。）500メートルの地点で、針路を334度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

12時58分a受審人は、端島灯台から323度960メートルの地点に達したとき、志賀中瀬まで620メートルとなり、その後志賀中瀬に向首接近する状況であったが、低潮時の航行経験から志賀中瀬が自船の左舷側にあるものと思い、GPSプロッターを活用して志賀中瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、13時00分少し前GPSプロッターで志賀中瀬の位置を確認するため減速したところ、13時00分端島灯台から327度1,560メートルの地点において、Aは、原針路のまま、速力が4.0ノットになったとき、志賀中瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、両舷推進器をそれぞれ脱落し、後日、作業船によって引き出され、博多港第3区のマリーナに引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、博多港第3区において、遊走のため航行する際、船位の確認が不十分で、志賀中瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、博多港第3区において、遊走のため航行する場合、志賀中瀬に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して志賀中瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、低潮時の航行経験から志賀中瀬が自船の左舷側にあるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、志賀中瀬に向首接近する状況に気付かないまま進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月28日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也